

# v. 上場適格性に係る宣誓書

## 上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目(4/8)

**(1)新規上場申請会社が、当取引所の市場の評価を害さず、当取引所に上場するに相応しい会社であること**

**新規上場申請者の企業グループに対する必要かつ適切なデュー・ディリジェンス(以下「DD」という。)を実施すること。当該DDにおいては、新規上場申請者の企業グループの事業内容に関する事項(ビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を含む。)、財務に関する事項及び法務に関する事項(設立準拠国及び営業活動国の法制度等事業運営に重大な影響を与える事項等を含む)等について、必要かつ適切な調査及び確認を実施すること。**

- 申請者の調査及び確認にあたっての確認事項
  - 申請者とのJ-Adviser契約の締結に際し、当該契約内容について申請会社への説明を図るとともに、十分に理解させている
- 設立準拠国及び営業活動国にかかる調査
  - 申請者および関係会社の設立準拠国や営業活動国について、必要な調査・確認(事業規制を含む法律関係、会計体系、税制など)を実施し、リスク等を十分に理解している
- 事業内容・事業環境について
  - 申請者の事業内容・事業環境を把握するとともに、事業の健全性や発展性に関し、必要な調査・確認を実施している
  - 申請者の強み、弱み(SWOT分析等)を確認している
  - 申請者の業績推移を確認している
  - 申請者の業務処理プロセスを確認している(販売/仕入/経理全般/労務/財務・闘志活動 など)
  - 利益計画について確認し、計画策定のための体制(手続き)を確認している

- 予算統制(年次/半期/月次等)の状況について確認している
- 上場予定日から12か月間の運転資本に係る十分制につき、申請者が適切に確認したことを確認している
- 重要な拠点の調査・確認について
  - 重要な拠点(工場、営業所、支店、本社等)に関し、所在地、経緯、規模、管理体制等、適切な調査・確認を実施している
  - 重要な拠点(工場、営業所、支店、本社等)に対しては、必要に応じて、現地調査(実査等)を実施している

**DDの実施を第三者に委託する場合には、当該DDが適切な外部専門家によって実施されたこと。**

- DDの外部委託について
  - 新規上場時のJ-Adviser業務を行ううえで、DDの一部又は全部を外部の専門家へ委託した場合、適切な外部専門家に対して妥当範囲における外部委託を実施している
- DD結果への対処について
  - 社内又は外部専門家によるDDにおいて発見・指摘された問題点について網羅的に把握のうえ、適切な対応を実施していることを確認している
- 創薬系バイオベンチャー等に対する技術評価・確認方法について
  - 創薬系バイオベンチャー又は先行投資型の企業においては、基礎となる技術について、社内又は外部専門家によるDDを実施するなど、適切に分析・評価している

# V. 上場適格性に係る宣誓書

## 上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目(5/8)

**(2)新規上場申請会社が、事業を公正かつ忠実に遂行していること**

**新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者及びその他の特定の者との間で、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。**

- 関連当事者取引等について
  - 申請者の関連当事者や人的・資本的な関連を強く有する者との取引状況を把握し、必要な調査・確認を実施している
  - 経営者が主体的に関与する取引の状況を把握し、必要な調査・確認を実施している
  - 申請者が関連当事者取引及び経営者が主体的に関与する取引に対する適切な認識を持ち、牽制する仕組みを有しているか確認している

**新規上場申請者の役員が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行を損なう状況でないと認められること。**

- 代表取締役社長等に関して
  - いわゆる「社長(経営者)面談」を実施のうえ、上場会社の社長(経営者)として資質面において問題のないことを確認している
- 役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者)に関して
  - 設立以降からの役員の異動状況を把握し、必要な調査・確認を実施している
  - 役員の第三者に対する多額の債務や個人補償の状況を確認している
  - 申請者と役員の間、合理性を欠く利益相反取引がないことを確認している

# v. 上場適格性に係る宣誓書

## 上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目(6/8)

**(3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること**

**新規上場申請者の企業グループの役員 の適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。**

- 取締役の適任について
  - ・ 取締役の員数、各取締役の役割、適格性について確認している
- 組織のあり方
  - ・ 申請者のコーポレート・ガバナンス体制が、適切にコーポレート・ガバナンス報告書に記載されていることを確認している
  - ・ 役員 の職務執行を監督するための機関設計や組織・牽制体制が十分であり、有効に機能していることを確認している
  - ・ 株主総会、取締役会、監査役等の開催状況、議事録の整備状況について、必要な調査・確認を実施している

**新規上場申請者の企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。**

- 内部管理体制
  - ・ 稟議規程、決裁権限規程等の承認プロセスについて、必要な調査・確認を実施している

**新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること**

- 人員の確保
  - ・ 申請者の事業運営に必要な人員の確保が図られていることを確認している

- 役員及び従業員について

- ・ 役員及び従業員について、適切な調査及び確認(必要に応じて、履歴書、職務経歴書若しくは質問表の徴求又は面接を含むが、これに限られない。)を実施している

**新規上場申請者も企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあること認められること**

- 会計処理基準
  - ・ 会計処理基準が申請者の実態に即したものであり、適切に運用されていることを確認している
- 会計組織の整備
  - ・ 適切な経理処理等を行うことができる会計組織が整備されていることを確認している

**新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動及びその他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されていること**

- 法令・規則等の啓蒙
  - ・ 経営陣が金融商品取引法、関連する法令及び当取引所諸規則等について十分な見識、理解があることを確認している
  - ・ 法令等の順守のための社内体制が確立し、運用状況が適切であることを確認している
  - ・ 過去に法令違反等が発生している場合、当該違反に伴う法的瑕疵の治癒状況や再発防止体制の整備状況を確認している

# V. 上場適格性に係る宣誓書

## 上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目(7/8)

### (4) 新規上場申請会社が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること

新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適切に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

- 開示体制について
  - ・ 上場後の組織的な開示担当者が、開示規則・開示義務に対する十分な認識理解があることを、面談等を通じて確認している
- ウェブサイトへの開示
  - ・ 申請日以降、申請者はウェブサイトにおいて必要な事項を掲載する態勢にあることを確認している
  - ・ 自社のウェブサイトへの公表手続きに係るフローが整備(社内規程やマニュアルの整備等)され、社内に周知されていることを確認している
- 内部者取引の管理について
  - ・ 情報管理体制(個人情報、会社情報、取引先情報等)について、必要な調査・確認を実施している
  - ・ 内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為防止のために必要な施策(内部者取引防止規程の整備、eラーニングの受講状況等)について、必要な調査・確認を実施している

新規上場申請者の提出する特定証券情報等について、特例に従い適切に作成されており、かつ、新規上場申請者の企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項が記載されていると認められること。

- 特定証券情報等の規程・法令への順守について
  - ・ 主要な事業活動に関する法令規制等を把握したうえで、申請者がそれらを遵守し、必要な事項については特定証券情報等に記載していることを確認している

- 特定証券情報等について
  - ・ 「リスク情報」に記載すべき内容を確認のうえ、十分な開示が行われていることを確認している
  - ・ 関連当事者との取引を網羅的に把握し、公正かつ合理的であることを確認し、また十分な開示が行われていることを確認している
  - ・ 監査法人、顧問弁護士、J-Adviser等の選任理由が妥当であることを確認している
  - ・ 過去において、監査法人、顧問弁護士、J-Adviser等の交代・契約解除が行われている場合、その理由の妥当性について確認している
  - ・ 監査法人との面談等を通じ、監査契約の締結経緯、関与期間および役職員との人的・取引関係等について、問題ないものと確認している
  - ・ また、会計機能や内部統制等の有効性をはじめ、監査法人の指摘事項のうち未改善項目がある場合、それらに対する申請者の適切な今後の対応方向性について確認している
  - ・ 係争事件、訴訟問題、トラブルの有無や、それらに対処するための体制が適切に構築されていることを確認している
  - ・ 申請者に親会社等がいる場合、申請者の経営活動が当該親会社から独立した状況にあること、および経営活動に与えるリスクを確認している
- 特定証券情報等について
  - ・ 特定証券情報等は、特例に定める様式を遵守定める様式を遵守し、正確な内容であることを確認している
  - ・ 特定証券情報等への記載事項を確認するため、必要に応じ、申請者への質問や裏付資料の入手等の対応を実施している

# v. 上場適格性に係る宣誓書

## 上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目(8/8)

### (5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

- J-Adviserによる反社会的勢力に対する調査について
  - J-Adviser内部基準に照らし、適切な範囲/方法において反社会的勢力の確認を実施している
  - 反社会的勢力との関係に疑義のある事項が発見された場合、十分にその内容を検討し、適切な対応を講じている
- 申請者の確認体制について
  - 反社会的勢力排除のための申請者の基本方針、社内体制の確立ならびに運用状況が適切であることを確認している

特例に定められている、J-Adviserと新規上場申請者との契約の締結に際し、新規上場申請者が特例その他関連する法令及び当該契約内容について正確に理解していることを確認し、また、新規上場申請者がJ-Adviserと適切な情報交換が行える体制を整備していることを確認したこと。

- J-Adviserと申請者の連携
  - 新規上場申請者とJ-Adviser(J-QSを含む。)の間の報告/連絡/確認の体制が確立されていることを確認している
  - 新規上場申請者とJ-Adviser(J-QSを含む。)の間での報告/連絡/確認の記録・保存が適切に行われる体制について確認している

### その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

- 株主に対して ※洗剤株主も含む
  - 設立以降からの株主の異動状況を把握し、必要な調査・確認を実施している
  - 種類株主と普通株主が存在する場合、両者間の権利関係に関し、必要な調査・確認を実施している
- ロックアップ条項について
  - 必要なロックアップ条項の対象者に対し、確約書等の必要書面を取り交わしていることを確認している
  - また、ロックアップ条項の対象者に対し、上場後の当該条項への順守状況を認識する手立て(施策)を確認している
- 買収防衛策について
  - 買収防衛策を導入している場合、導入の理由、施策の内容について、必要な調査・確認を実施している

